

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（概要）

令和 4 年 8 月
総務省自治行政局福利課

1. 趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号。以下「令和 2 年改正法」という。）において、社会経済構造の変化に対応して年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の更なる適用拡大等の改正が行われたことに併せ、地方公務員共済制度の短期給付に関する規定の適用拡大等を行うこととされた。

この施行に伴い、地方公共団体等における非常勤職員等のうち一定の要件を満たす者を地方公務員共済組合の組合員とし、短期給付に係る規定を適用する等、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「地共済令」という。）等について所要の改正を行うこととする。

2. 政令の概要

（1）職員の範囲の見直しについて

- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）上の「職員」の範囲については、地共済法第 2 条第 1 項第 1 号において「常時勤務に服することを要する地方公務員」であることを基本としつつ、「常時勤務に服することを要しない地方公務員で政令で定めるもの」を含むこととされており、当該政令委任に基づき地共済令第 2 条第 1 項において職員に含まれることとなる者を具体的に規定している。
- 今回、地共済法上の職員とする非常勤職員等（2 月を超える期間を定めて使用される短時間勤務職員等）についても、「常時勤務に服することを要しない地方公務員で政令で定めるもの」に含むこととし、地共済令第 2 条第 1 項に追加する改正を行うとともに、厚生年金保険制度及び健康保険制度の適用基準に合わせて地共済法上の職員に含まないこととする臨時的任用職員等を同条第 2 項に規定することとし、所要の経過措置を定める。

これに伴い、地共済法において、職員とみなすと規定されている者のうち、非常勤職員等に相当する者等についても同様の措置を講ずるため、所要の規定の整備を行う。

（2）長期給付の適用除外について

- 今回の法改正の趣旨は、非常勤職員等に短期給付に係る規定を適用することであるため、令和 2 年改正法における地共済法第 74 条第 2 項の新設に伴い、今回新たに地共済法上の職員とする非常勤職員等を長期給付の適用対象から除外する。

（3）その他規定の整備

- 令和 2 年改正法における地共済法の改正及び上記の地共済令の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 公布日等

- 公布日：令和 4 年 8 月 3 日
- 施行日：令和 4 年 10 月 1 日